

随意契約（相手方指定）調書

件名	家屋等修繕契約（南千住保育園及び南千住第一・第二学童クラブ室外機部品取替工事）	No.5200668
工（納）期	令和7年8月31日	
契約締結日	令和7年7月31日	
契約金額	999,900円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社オーテック (法人番号：7011501005810)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	家屋等修繕契約（南千住保育園及び南千住第一・第二学童クラブ室外機部品取替工事）
指定業者 （案）	名 称 株式会社オーテック 所在地 東京都荒川区東尾久一丁目30番3号 代表者 代表取締役 大野 直人
指定理由	本件は、南千住保育園及び南千住第一・第二学童クラブの空調機器が正常に作動しなくなったことに伴い、保育環境整備のため、緊急で室外機の修繕を実施するものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、過去に当該施設での空調修繕の実績があり、本施設における室外機・室内機双方の関連配管設備状況を熟知している。 ② 上記業者は、本件の故障原因の確認を行っており、施工前の詳細調査を要しないことから作業期間を大幅に短縮することが可能である。 ③ 過去に実施した本施設の修繕の履行状況も良好であったことから、効率的で確実な実施が期待できる。 以上の理由から、早急な契約締結、及び限られた期間内での確実な履行を担保するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）を適用し、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 （緊急の必要により競争入札に付することができないとき）